

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番50号  
株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目 次

### 規 則

- 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第2号）…………… 2
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（第3号）…………… 2
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第4号）…………… 2
- 秋田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第5号）…………… 3
- 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第6号）…………… 3
- 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（第7号）…………… 7
- 母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第8号）…………… 7
- 秋田市廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（第9号）… 7
- 秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第10号）……………10
- 秋田市平和公園条例施行規則等の一部を改正する規則（第11号）……………10
- 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第12号）……………10
- 秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第13号）……………10
- 秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第14号）……………11
- 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例および秋田市女性学習センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則（第15号）……………11
- 秋田市庁舎管理規則（第16号）……………11

### 訓 令

- 庁舎管理規程を廃止する訓令（第2号）……………12

### 告 示

- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第22号）……………12
- 差押調査謄本および配当計算書の公示送達について（第23号）……………12
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第24号）……………12
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第25号）……………12
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第26号）……………13

- ……………13
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第27号）……………13
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規則区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第28号）…13
- 建築基準法に基づく道路の指定の廃止について（第29号）…14
- 建築基準法に基づく道路の指定の一部廃止について（第30号）……………14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の取消について（第31号）……………14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第32号）……………14
- 秋田市議会定例会の招集について（第33号）……………14
- 平成23年度、平成24年度、平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第34号）……………14
- 被保険者証返還命令予告書および弁明の機会付与通知書の公示送達について（第35号）……………15
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第36号）……………15
- 平成27年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第37号）……………15
- 平成27年度第2期、第3期、第4期、第5期および第6期国民健康保険税督促状の公示送達について（第38号）……………15
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第39号）……………15
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第40号）……………15
- 指定自立支援医療機関（更生医療）の指定について（第41号）……………16
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第42号）……………16
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第43号）……………16
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第44号）……………16
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第45号）……………16
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第46号）……………16
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第47号）……………16
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第48号）……………17

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第2号）……………17
- 教育委員会臨時会の招集について（第3号）……………17

### 選 管 告 示

- 平成28年 3 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録

した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第1号）……17

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第2号）……17

上下水道局告示

- 指定給水装置工事業者の廃止について（第4号）……17
○指定排水設備工事業者の廃止について（第5号）……18
○指定給水装置工事業者の指定について（第6号）……18
○指定排水設備工事業者の指定について（第7号）……18
○指定給水装置工事業者の廃止について（第8号）……18
○指定排水設備工事業者の廃止について（第9号）……18
○指定給水装置工事業者の指定について（第10号）……18
○指定排水設備工事業者の指定について（第11号）……18
○指定給水装置工事業者の休止について（第12号）……19
○指定排水設備工事業者の休止について（第13号）……19

公 告

- 建築基準法による道路の指定の廃止について……19
○秋田市都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について……19
○建築基準法による道路の指定について……19
○開発行為に関する工事の完了について……20
○農用地利用集積計画の策定について……20
○都市計画事業の図書の写しの縦覧について……20

上下水道局公告

○受益者負担金の賦課対象区域について……20

規 則

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第2号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第2号中

「この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

「1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。」

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表者となります。）、処分の取消

しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をして場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

様式第3号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年 2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第3号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

Table with 2 columns: 市長, 市長が任命する職員; 議会の議長, 議会の議長が任命する職員; 選挙管理委員会, 選挙管理委員会が任命する職員; 代表監査委員, 代表監査委員が任命する職員; 消防長, 消防長が任命する職員; 農業委員会, 農業委員会が任命する職員; 上下水道事業管理者, 上下水道事業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第4号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第17条に次の1項を加える。

3 会計管理者は、課長等に対し、会計管理者が必要と認める内容により作成された資金計画の提出を求めることができる。

第40条第4項中「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）以外の」を削り、「作成したうえ」を「作成した上」に改める。

第43条第1項中「郵便貯金銀行」の次に「（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）」を加える。

第128条第1項に次の2号を加える。

(7) 契約の相手方が国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体であるとき。

(8) 不動産の買入れ又は借入れ、物件の移転補償その他の契約

をする場合で、契約の性質上、契約保証金を納めさせることが適当でないとき認められるとき。

第137条第1項を次のように改める。

市長は、契約者が保証事業会社と前払法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、当該保証契約書を寄託した場合は、当該保証契約に係る工事の経費について、次の各号に掲げるものに限り、当該各号に定める額を限度として、前金払をすることができる。

- (1) 工事であって、契約金額が130万円以上のもの 契約金額の10分の4以内の額
- (2) 工事に関連する委託業務であって、契約金額が500万円以上であり、かつ、業務完了までに3箇月以上の期間を要するもの 契約金額の10分の3以内の額

第137条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、第3項を次のように改める。

3 前2項の規定による前払金の使途の範囲は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 第1項第1号および前項の工事 工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料および保証料に相当する額として必要な経費
- (2) 第1項第2号の委託業務 委託業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務委託において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費および保証料に相当する額として必要な経費

第158条第1項および第159条中「指定金融機関および郵便貯金銀行以外の収納代理金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

第160条中「指定金融機関および郵便貯金銀行以外の収納代理金融機関」を「指定金融機関等」に、「者の預金口座」を「者の預貯金口座」に改める。

第160条の2を削る。

第161条第1項および第2項中「指定金融機関および郵便貯金銀行以外の収納代理金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

第162条中「指定金融機関および郵便貯金銀行以外の収納代理金融機関」を「指定金融機関等」に、「第159条、第160条および前条」を「前3条」に改める。

第163条中「指定金融機関および郵便貯金銀行以外の収納代理金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

第174条中「自動払込総括表」の次に「および公金払込高通知書」を加える。

第178条中「指定金融機関および郵便貯金銀行以外の収納代理金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

別表第1報償費の項の次に次のように加える。

交際費	物品			全額
-----	----	--	--	----

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第5号

秋田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成26年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第6号

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則（平成19年秋田市規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。



様式第2号中「(平成19年秋田市条例第57号)」を削り、

「1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分については、上記1の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市（代表者は秋田市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、上記1の異議申立てに対する決定を

(1) 上記1の異議申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

「1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市（代表者は秋田市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、上記1の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 上記1の審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

様式第3号を次のように改める。

を

に

様式第3号（第4条関係）

事 業 承 継 届

年 月 日

(宛先) 秋田市長

承 継 人	住所又は所在地	(電話 )					
	氏名又は名称	印					
	個人番号又は 法人番号						(右詰め記載)

次のとおり事業を承継しましたので、秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例第4条第2項の規定により届け出ます。

被承継人	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
事業の種類		
事務所又は事業所の名称		
所在地		
承継年月日		
承継の理由		

(注) 「個人番号又は法人番号」欄には、承継人の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。



## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、様式第1号および様式第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月10日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第7号

秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公害防止条例施行規則（平成9年秋田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第3の附表第1中「0.3ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改める。

## 附 則

この規則は、平成28年4月21日から施行する。

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月10日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第8号

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成9年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成27年度」の次に「および平成28年度」を加える。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市廃棄物再生利用業者の指定に関する規則をここに公布する。

平成28年2月10日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第9号

秋田市廃棄物再生利用業者の指定に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35条。以下「省令」という。）第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号および第10条の3第2号の規定による市長の指定（以下「廃棄物再生利用業者の指定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（廃棄物再生利用業者の指定の種類）

第2条 廃棄物再生利用業者の指定の種類は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物再生輸送業者の指定 省令第2条第2号又は第9条第2号に規定する再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみを収集又は運搬（一般廃棄物の積替え又は保管を除く。）（以下「再生輸送」という。）を業として行う者（以下「再生輸送業者」という。）に対する指定をいう。
- (2) 廃棄物再生生活用業者の指定 省令第2条の3第2号又は第10条の3第2号に規定する再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみを処分（以下「再生生活用」という。）を業として行う者（以下「再生生活用業者」という。）に対する指定をいう。

（廃棄物再生利用業者の指定の申請）

第3条 廃棄物再生利用業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した廃棄物再生利用業者指定申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および本店又は主たる事務所の所在地）
  - (2) 事業の範囲
  - (3) 事務所および事業場の所在地
  - (4) 再生利用の目的
  - (5) 再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所および処理能力
  - (6) 取引関係
  - (7) 再生活用により得られる有用物の利用方法
  - (8) 事業開始予定年月日
  - (9) 申請者が未成年である場合には、その法定代理人の氏名および住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、本店又は主たる事務所の所在地ならびに役員の氏名および住所）
  - (10) 申請者が法人である場合には、その役員の氏名および住所
  - (11) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、住所および当該株主の有する株式の数又は出資の額（出資をしている者が法人である場合にあっては、その法人の名称、代表者の氏名および本店又は主たる事務所の所在地）
  - (12) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条の7又は政令第6条の10に規定する使用人があるときは、その者の氏名および住所
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者が、一般廃棄物に係る指定にあっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号イからヌまでの規定に、産業廃棄物に係る指定にあっては法第14条第5項第2号イからヘまでの規定に該当しない者であることを誓約する書面
  - (2) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為および登記事項証明書
  - (3) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）ならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
  - (4) 申請者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写しならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書ならびに役員の住民票の写しならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）
  - (5) 前項第10号から第12号までの規定に係る者の住民票の写しならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
  - (6) 事業計画の概要を記載した書類
  - (7) 取引関係を記載した書類

- (8) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (9) 事業の用に供する施設の構造を明らかにした平面図、立面図、断面図、構造図および設計計算書
- (10) 法第8条第1項又は法第15条第1項の許可に係る施設にあっては、当該許可証の写し
- (11) 再生利用の用に供する施設および事務所付近の見取図
- (12) 再生輸送を委託する場合にあっては、委託関係を記載した書類
- (13) 再生輸送を業として行う者にあっては、再生活用を業として行う者との委託関係を記載した書類
- (14) 申請者が再生利用の用に供する施設の所有権を有することを証する書類（運搬車両又は再生活用に直接供する機械設備にあっては、使用する権限を有することを証する書類）
- (15) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書ならびに法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類
- (16) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書ならびに直前3年の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類
- (17) 今後5年間の事業に係る収支計算書
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（指定基準）

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、次の各号における指定の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認めるときに限り、指定するものとする。

- (1) 廃棄物再生輸送業者の指定
  - ア 再生活用業者が自ら再生輸送を行うこと、又は再生活用業者の委託を受けて再生輸送を行うこと。
  - イ 再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかでない料金で運搬を行い、営利を目的としないこと。
  - ウ 申請者が、一般廃棄物に係る指定にあっては法第7条第5項第4号イからヌまでの規定に、産業廃棄物に係る指定にあっては法第14条第5項第2号イからヘまでの規定に該当しないこと。
  - エ 廃棄物の再生輸送を確実に遂行するための施設を所有し、又は当該施設を使用する権限を有すること。
  - オ 引き取られた廃棄物は、全て再生活用施設に搬入されること。
  - カ 再生輸送を行おうとする廃棄物が飛散し、および流出し、ならびに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
  - キ 積替え施設又は保管施設を有する場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が飛散しないように必要な措置を講じた施設であること。
  - ク 一般廃棄物に係る指定にあっては省令第2条の2第2号の規定に、産業廃棄物に係る指定にあっては省令第10条第2号に掲げる基準に適合すること。
  - ケ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。
  - コ 一般廃棄物に係る指定にあっては、その申請内容が秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号。以下「条例」という。）第21条に規定する一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (2) 廃棄物再生活用業者の指定
  - ア 排出者の委託を受けて再生活用を行うこと。

- イ 廃棄物の受入れに当たっては、排出者から廃棄物を無償又は再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかでない料金で引き取り、営利を目的としないこと。
- ウ 申請者が、一般廃棄物に係る指定にあっては法第7条第5項第4号イからヌまでの規定に、産業廃棄物に係る指定にあっては法第14条第5項第2号イからヘまでの規定に該当しないこと。
- エ 再生活用を行おうとする廃棄物の種類に応じ、当該廃棄物の再生活用に適する処理施設を所有し、又は当該処理施設を使用する権限を有すること。
- オ 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれ、かつ、その取引関係に継続性があること。
- カ 引き取られた再生対象廃棄物は、全て再生活用の用に供されること。
- キ 廃棄物の保管施設を有する場合にあっては、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が飛散しないように必要な処置を講じたものであること。
- ク 一般廃棄物に係る指定にあっては省令第2条の4第1号ロの規定に、産業廃棄物に係る指定にあっては省令第10条の5第1号ロの規定に適合すること。
- ケ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと
- コ 受け入れる廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと。
- サ 一般廃棄物に係る指定にあっては、その申請内容が条例第21条に規定する一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

（廃棄物再生利用業者指定証の交付等）

第5条 市長は、廃棄物再生利用業者の指定をしたときは廃棄物再生利用業者指定証（以下「指定証」という。）を、指定をしないときは廃棄物再生利用業者不指定通知書を当該申請者に交付するものとする。

（廃棄物再生利用業者の指定の変更の承認）

第6条 廃棄物再生利用業者の指定を受けた者（以下「指定業者」という。）は、第3条第1項第2号、第5号又は第7号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ次の各号について記載した廃棄物再生利用業者指定変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および本店又は主たる事務所の所在地）
- (2) 指定年月日
- (3) 変更の内容
- (4) 変更予定年月日
- (5) 変更の理由
- (6) 変更に係る事業により得られる有用物の利用方法
- (7) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所および処理能力
- (8) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造および設備の概要
- (9) 変更に係る取引関係
- (10) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事項

2 第3条第2項、第4条および第5条の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、第3条第2項第6号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第9号



中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第7条 指定業者は、第3条第1項第1号、第3号、第6号又は第8号から第12号までに規定する事項を変更したときは、次に掲げる事項を記載した廃棄物再生利用者指定変更届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および本店又は主たる事務所の所在地）
- (2) 指定年月日
- (3) 変更の内容
- (4) 変更年月日
- (5) 変更の理由

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する届出書に必要と認める書類および図面を添付させるものとする。

(廃棄物再生利用業者の廃止の届出)

第8条 指定業者は、当該指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、速やかに、廃棄物再生利用者廃止届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および本店又は主たる事務所の所在地）
- (2) 指定年月日
- (3) 一部廃止の内容（一部を廃止した場合に限る。）
- (4) 廃止年月日
- (5) 廃止の理由

(廃棄物再生利用業者の指定の効力の停止)

第9条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその効力を停止することができる。

- (1) 法もしくはこの規則もしくはこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたとき又は他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、もしくは唆し、もしくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2) 第4条に規定する基準に適合しなくなったとき（次条第1項に該当するときは除く。）。

2 市長は、前条の規定により廃棄物再生利用業者の指定の効力を停止したときは、廃棄物再生利用者指定停止通知書を当該指定業者に送付するものとする。

(廃棄物再生利用業者の指定の取消し)

第10条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 一般廃棄物に係る指定にあっては法第7条第5項第4号イからヌまでの規定に、産業廃棄物に係る指定にあっては法第14条第5項第2号イからヘまでの規定のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第6条第1項に規定する変更の承認を受けずに事業の範囲を変更したとき。
- (3) 前条第1項の規定による指定の効力の停止に係る期間中に法第7条第1項もしくは第6項又は法第14条第1項もしくは第6項の規定に違反して廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったとき。
- (4) 前条第1項第1号に該当し、情状が特に重いと認めるとき。
- (5) 前条第1項第2号に該当し、情状が特に重いと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により廃棄物再生利用業者の指定を取り消したときは、当該指定を取り消された指定業者に廃棄物再生利用者指定取消通知書を送付するものとする。

(指定証の書換交付)

第11条 市長は、第6条の申請又は第7条の届出により交付した指定証の記載事項に変更があったときは、当該指定業者に対し当該指定証を書き換えて交付するものとする。

(指定証の再交付の申請)

第12条 指定業者は、指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、指定証再交付申請書を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。

(指定証の返納)

第13条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該指定証を市長に返納しなければならない。

- (1) 第8条の規定により事業の全部の廃止に係る届出書を市長に提出したとき。
- (2) 第10条の規定により廃棄物再生利用業者の指定を取り消されたとき。
- (3) 第11条の規定により指定証の書換交付を受けたとき。
- (4) 前条の規定により指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したとき。

(廃棄物再生利用業者の再生利用計画)

第14条 指定業者は、毎年度事業開始前までに、当該指定に係る再生利用に関し、事業の範囲ごとに記載した再生利用計画書を市長に提出しなければならない。

(帳簿の記載等)

第15条 指定業者は、帳簿を備え、その廃棄物の再生輸送又は再生活用について、別表の左欄の指定の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末日までに、前月中における同項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 指定業者は、第1項の帳簿について1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。

(廃棄物再生利用業者の再生利用報告)

第16条 指定業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該指定に係る再生利用に関し、事業の範囲ごとに記載した再生利用報告書を市長に提出しなければならない。ただし、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その休止し、又は廃止した日から3箇月以内に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、指定業者に対し、当該指定に係る必要な報告を求めることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後の廃棄物再生利用業者の指定の申請および当該申請に係る指定業者について適用し、同日前の廃棄物の再生利用業者の指定の申請および当該申請に係る指定業者については、なお従前の例による。

(秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

3 秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行細則（平成9年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）および」を「いう。）、」に改め、「省令」

という。)の次に「および秋田市廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（平成28年秋田市規則第9号）」を加える。

第2条から第6条までを削り、第7条を第2条とし、第8条から第31条までを5条ずつ繰り上げる。

第32条第1項中「第8条」を「第3条」に改め、「第3条もしくは第4条第4項の規定により指定証の交付を受けた者」を削り、「第19条」を「第14条」に改め、「指定証」を削り、同条を第27条とする。

第33条を第28条とする。

別表（第15条関係）

指定の種類	記載事項
再生輸送業者	1 排出者ごとの再生輸送年月日 2 排出者ごとの再生輸送量 3 再生輸送の方法および輸送先ごとの再生輸送量
再生活用業者	1 排出者ごとの受入年月日 2 排出者ごとの再生輸送料金 3 排出者ごとの受入量および受入料金 4 再生活用の方法および再生活用量 5 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項 (1) 再生活用によって得られる有用物を売却する場合 有用物の売却先ごとの売却量および売却金額 (2) 再生活用によって得られる有用物を売却しない場合 有用物の利用の方法ごとの利用量

秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成12年秋田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第7号中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第8号および様式第10号から様式第12号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市平和公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

秋田市平和公園条例施行規則等の一部を改正する規則（秋田市平和公園条例施行規則の一部改正）

第1条 秋田市平和公園条例施行規則（昭和41年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、3親等内の親族を保証人として選定する場合は、市内に住所を有する者であることを要しない。

（秋田市南西墓地条例施行規則の一部改正）

第2条 秋田市南西墓地条例施行規則（平成11年秋田市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、3親等内の親族を保証人として選定する場合は、市内に住所を有する者であることを要しない。

（秋田市河辺墓地条例施行規則の一部改正）

第3条 秋田市河辺墓地条例施行規則（平成16年秋田市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、3親等内の親族を保証人として選定する場合は、市内に住所を有する者であることを要しない。

（秋田市北部墓地条例施行規則の一部改正）

第4条 秋田市北部墓地条例施行規則（平成23年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、3親等内の親族を保証人として選定する場合は、市内に住所を有する者であることを要しない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「平成28年3月末日」を「平成30年3月末日」に改め、同項第3号中「平成28年3月末日」を「平成30年3月末日」に改め、「相当する額」の次に「（操業の開始に併せて市内への本社機能等の移転等を行った場合にあっては、その額に投下固定資産総額の100分の2に相当する額を加えた額）」を加え、同項第5号および第6号中「平成28年3月末日」を「平成30年3月末日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成24年秋田市規則第64号）の一部を改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 独立行政法人労働者健康安全機構

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月10日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第14号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第27条中「第94条第1項」を「第94条第1項前段」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第94条第1項後段の規定による審査の請求をしようとする者は、審査請求書に証拠となるべき書類を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例および秋田市女性学習センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年2月12日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第15号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例および秋田市女性学習センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

第1条 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例（平成27年秋田市条例第58号）附則第1項本文に規定する規定の施行期日は、平成28年5月6日とする。

2 秋田市女性学習センター条例を廃止する条例（平成27年秋田市条例第64号）の施行期日は、平成28年5月6日とする。

秋田市庁舎管理規則をここに公布する。

平成28年2月22日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第16号

秋田市庁舎管理規則

(目的)

第1条 この規則は、庁舎の管理について必要な事項を定めることにより庁舎の保全および秩序の維持を図り、もって公務の適正かつ円滑な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「庁舎」とは、本庁舎等（本庁舎およびその周辺施設をいう。以下同じ。）、市民サービスセンター（市民サービスセンターが所管する地域センター、コミュニティセンターおよび連絡所を含む。以下同じ。）、保健所および保健センターの建物およびその敷地ならびに設備、附属建物および工作物（以下「建物等」という。）をいう。

(庁舎管理者)

第3条 適切に庁舎の管理を行うため、庁舎の各建物等に庁舎管理者を置き、当該建物等の管理責任者とする。

2 前項の庁舎管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 本庁舎等 庁舎管理担当課長

(2) 各市民サービスセンター 各市民サービスセンター所長

(3) 保健所 当該建物等を所管する庁舎管理担当課長

(4) 保健センター 当該建物等を所管する庁舎管理担当課長

(庁舎管理者の責務)

第4条 庁舎管理者は、その管理する庁舎の建物等について次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 火災、盗難その他災害の防止に関すること。

(2) 清掃および整頓に関すること。

(3) 秩序の維持に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、庁舎の維持管理に関すること。

(フロア管理者)

第5条 第3条第2項第1号に規定する庁舎管理者は、本庁舎の各階にフロア管理者を置くことができる。

2 フロア管理者は、第3条第2項第1号に規定する庁舎管理者が別に指名する者をもって充てる。

(フロア管理者の責務)

第6条 フロア管理者は、その管理する本庁舎の階について第4条各号に掲げる事項に努めなければならない。

(課所室長の責務)

第7条 課所室長は、その課所室が専ら使用する範囲について第4条各号に掲げる事項に努めなければならない。

(指示又は報告)

第8条 庁舎管理者は、庁舎の管理上必要があると認めるときは、フロア管理者又は課所室長に対し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。

(職員の協力義務)

第9条 職員は、この規則に基づいて、庁舎管理者、フロア管理者又は課所室長（以下「庁舎管理者等」という。）が必要な指示をしたときは、その指示を誠実に守らなければならない。

(時間外の庁舎の建物への立入り)

第10条 執務時間外に庁舎の建物に立ち入ろうとする者（市民サービスセンターの利用者を除く。）は、目的、所要時間、所属、氏名等を申し出なければならない。

(盗難等の届出)

第11条 庁舎において盗難、遺失および拾得物等があったときは、これを知った者は、直ちに庁舎管理者へ届け出なければならない。

(物品の販売等の制限)

第12条 庁舎において物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、庁舎の管理上支障がないと認められるものとして市長が許可した場合は、この限りでない。

(広告物の掲示等の制限)

第13条 庁舎においてビラ、ポスター、看板、のぼりその他これらに類するものを掲示し、又は配布してはならない。ただし、庁舎の管理上支障がないと認められるものとして市長が許可した場合は、この限りでない。

(集団立入の制限)

第14条 多数の者が集団で庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めると



きは、庁舎管理者等は、立ち入る者の人数、時間もしくは行動の場所の制限、庁舎への立入りの禁止その他必要な措置を講ずることができる。

(指示命令)

第15条 庁舎管理者等は、庁舎の保全と秩序維持のため必要と認めるときは、庁舎に立ち入った者に対し必要な指示をすることができる。

(禁止行為および退去命令)

第16条 何人も、庁舎において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 窓口等で大声を張り上げ、来庁者等に迷惑を与える行為
- (2) めいていして立ち入る行為
- (3) 許可なく撮影し、又は録音する行為
- (4) 長時間にわたり職員を拘束し、執務に支障を与える行為
- (5) 暴力的又は威圧的な言動を用いて、職員への面会を求める行為
- (6) 凶器その他危険物を持ち込む行為
- (7) 所定の場所以外の場所において喫煙する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障があると認められる行為

2 庁舎管理者等は、庁舎の保全と秩序維持のため、前項各号に掲げる行為を自ら視認し、又は当該行為に係る通報を受けたときは、直ちに当該行為者に対し警告を発し、又は退去を命ずることができる。

3 前項の行為者が同項の規定による警告に従わず、又は退去の命令に応じないときは、庁舎管理者等は、警察機関に通報して解決を図るものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、庁舎の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年5月6日から施行する。

## 訓 令

### 秋田市訓令第2号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

庁舎管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成28年2月22日

秋田市長 穂 積 志

庁舎管理規程を廃止する訓令

庁舎管理規程（昭和33年秋田市訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年5月6日から施行する。

## 告 示

### 秋田市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年2月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

大沢町内会

2 認可年月日

平成16年9月15日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 佐々木 治右工門

秋田市河辺大沢字堂ノ下98番地

変更後 高 橋 力

秋田市河辺大沢字中島6番地1

4 変更年月日

平成28年1月3日

5 変更の理由

役員改選による。

### 秋田市告示第23号

次の差押調書謄本および配当計算書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書謄本および配当計算書は、企画财政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年2月1日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市保戸野すわ町4番12号

氏名 戸 田 智 子

2 送達する書類

差押調書謄本 1通

配当計算書 1通

### 秋田市告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年2月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
社会福祉法人松寿会	松寿会指定短期入所生活介護事業所	秋田市浜田字陳ケ原35番地31	平成28年2月1日	介護予防短期入所生活介護
医療法人 運忠会	サービス付き高齢者向け住宅しおさい	秋田市土崎港中央四丁目6番33号	平成28年2月1日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

### 秋田市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年2月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
向野自治会
- 2 認可年月日  
平成8年7月17日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 浅野和善  
秋田市雄和向野字前開45番地  
変更後 浅野進  
秋田市雄和向野字前開39番地2
- 4 変更年月日  
平成28年1月10日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年2月5日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
訪 問 介 護 ステーション笑咲	秋田市添川字地ノ内175 番地14	平成28年 1月15日
佐野薬局原の町店	秋田市保戸野鉄砲町10番 6号	平成28年 1月1日
ショートステイ 色えんびつ	秋田市茨島四丁目5番10 号	平成28年 1月27日
松寿会指定短期入所 生活介護事業所	秋田市浜田字陳ヶ原35番 地31	平成28年 2月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
佐野薬局原の町店	秋田市保戸野原の町8番 13号	平成27年 12月31日

秋田市告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年2月5日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
高橋眼科医院	秋田市保戸野中町1番53 号	平成28年 1月1日
佐野薬局原の町店	秋田市保戸野鉄砲町10番 6号	平成28年 1月1日
秋田はすぬま クリニック	秋田市広面字蓮沼68番地 2	平成28年 1月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
高橋眼科医院	秋田市保戸野中町1番53 号	平成27年 12月31日
佐野薬局原の町店	秋田市保戸野原の町8番 13号	平成27年 12月31日

秋田市告示第28号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成28年2月5日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成28年1月5日から同月23日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成28年2月19日から同年8月19日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035



秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

**秋田市告示第29号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号  
KC8302-18
- 2 廃止する指定道路の種類  
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 廃止の年月日  
平成28年2月5日
- 4 廃止する指定道路の位置  
秋田市飯島松根東町1番102の内、1番110の内、1番31の内、1番33の内、1番49の内、1番67の内、1番89の内、8番169の内、8番2の内、8番373の内、8番376の内、8番379の内、8番382の内、8番405の内、8番425の内、8番426の内、8番432の内、8番67の内、8番68の内、8番84の内、8番85の内および飯島字鼠田8番1の内
- 5 廃止する指定道路の延長および幅員  
延長 157.06メートル  
幅員 4.00メートル

**秋田市告示第30号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり一部廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号  
KC8302-22
- 2 廃止する指定道路の種類  
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 廃止の年月日  
平成28年2月5日
- 4 廃止前の指定道路の位置  
秋田市土崎港北六丁目30番145の内、30番243の内、30番244の内、30番246の内、30番252の内、30番253の内、30番254の内、30番255の内、30番257の内、30番76の内、30番85の内、30番93の内、港北新町19番110の内、28番1の内、28番10の内、28番37の内、28番45の内、28番57の内、28番59の内、28番60の内、28番62の内、28番65の内、28番66の内、28番68、28番69の内、28番70の内、28番76の内、28番8の内、28番80の内および28番9の内
- 5 廃止後の指定道路の位置  
秋田市土崎港北六丁目30番145の内、30番243の内、30番244の内、30番246の内、30番252の内、30番253の内、30番254の内、30番255の内、30番257の内、30番76の内、30番85の内、30番93の内、港北新町19番110の内、28番1の内、28番10の内、28番37の内、28番45の内、28番57の内、28番59の内、28番60の内、

28番65の内、28番66の内、28番68、28番69の内、28番70の内、28番76の内、28番8の内および28番9の内

6 廃止後の指定道路の延長および幅員

延長 125.87メートル

幅員 4.00メートル

**秋田市告示第31号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を取り消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年2月8日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定取消年月日
133	イオン薬局御所野店	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号	イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一	平成28年 2月29日

**秋田市告示第32号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年2月8日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
196	イオン薬局御所野店	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号	イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一	平成28年 3月1日

**秋田市告示第33号**

平成28年2月18日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成28年2月10日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市告示第34号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年2月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成23年度、平成24年度、平成26年度および平成27年度国民

## 健康保険税納税通知書

## 秋田市告示第35号

次の被保険者証返還命令予告書および弁明の機会付与通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令予告書および弁明の機会付与通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年2月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
被保険者証返還命令予告書および弁明の機会付与通知書

## 秋田市告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年2月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
高岡町内会
- 2 認可年月日  
平成11年4月12日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 佐々木 達 吉  
秋田市河辺高岡字川原田37番地  
変更後 佐々木 和 昭  
秋田市河辺高岡字河原田下段370番地3
- 4 変更年月日  
平成28年1月17日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

## 秋田市告示第37号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年2月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成27年度後期高齢者医療保険料督促状

## 秋田市告示第38号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226

号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年2月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
(1) 平成27年度（平成27年度賦課）第2期国民健康保険税督促状  
(2) 平成27年度（平成27年度賦課）第3期国民健康保険税督促状  
(3) 平成27年度（平成27年度賦課）第4期国民健康保険税督促状  
(4) 平成27年度（平成27年度賦課）第5期国民健康保険税督促状  
(5) 平成27年度（平成27年度賦課）第6期国民健康保険税督促状

## 秋田市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年2月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
上和田町内会
- 2 認可年月日  
平成20年5月8日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 鈴木 清 隆  
秋田市河辺和田字岡村356番地2  
変更後 鈴木 勉  
秋田市河辺和田字下夕川原3番地3
- 4 変更年月日  
平成22年3月21日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

## 秋田市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年2月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
古町・神田町内会
- 2 認可年月日  
平成12年1月11日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 佐々木 英 久  
秋田市太平目長崎字目長崎143番地9  
変更後 森 合 和 美  
秋田市太平目長崎字滝瀬36番地

- 4 変更年月日  
平成27年12月27日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年 2月24日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（更生医療）

担当する医療の種類：形成外科に関する医療

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
41	秋田はすめまクリニック	秋田市広面字蓮沼68番地2	秋田はすめまクリニック 院長 高濱 正人	平成28年 3月1日

秋田市告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年 2月24日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
146	加賀千代薬局	秋田市川尻上野町1番73号	有限会社加賀屋薬局 代表取締役 成田 静佳	平成28年 3月21日

秋田市告示第43号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成28年 2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者  
住所 秋田市旭南三丁目1番14号  
名称 有限会社ジャガ・コーポレーション  
氏名 代表取締役 佐々木 政 昭
- 2 売りさばき所の所在地  
秋田市新屋扇町 2番21号
- 3 売りさばき所の名称  
ファミリーマート秋田新屋扇町店

秋田市告示第44号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成28年 2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者  
住所 秋田市旭南三丁目1番14号  
名称 有限会社ジャガ・コーポレーション  
氏名 代表取締役 佐々木 政 昭
- 2 売りさばき所の所在地  
秋田市山王臨海町 4番28号
- 3 売りさばき所の名称  
ファミリーマート秋田山王臨海町店

秋田市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年 2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市仁井田中丁町内会
- 2 認可年月日  
平成15年 2月28日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 菅 原 正 廣  
秋田市仁井田本町四丁目 3番52号  
変更後 高 橋 凌  
秋田市仁井田本町三丁目 7番 2号
- 4 変更年月日  
平成28年 2月 7日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年 2月26日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
秋田県高齢者・障害者生活協同組合	デイホーム古四王	秋田市寺内蛭根三丁目5番11号	平成28年2月21日	通所介護、介護予防通所介護

秋田市告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年 2月29日

秋田市長 穂 積 志

## 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
山王レディース クリニック	秋田市山王中園町10番35号	平成28年 2月1日

## 2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
山王レディース クリニック	秋田市山王中園町10番35号	平成28年 1月31日

## 秋田市告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年2月29日

秋田市長 穂 積 志

## 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
勝 又 薬 局	秋田市横森三丁目1番4号	平成28年 3月1日
ほ どの 薬 局	秋田市保戸野八丁2番10号	平成28年 3月1日
か が や 薬 局	秋田市川尻開和町1番5号	平成28年 3月1日
加 賀 千 代 薬 局	秋田市川尻上野町1番73号	平成28年 3月1日

## 2 変更

名 称	変更事項（所在地・その他）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
介護老人保健施設悠久荘	秋田市柳田字鳥越68番地 TEL 018-831-5622	秋田市御所野堤台三丁目3番1号 TEL 018-892-7800	平成27年 10月1日

## 3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
デイホーム古四王	秋田市寺内蛭根三丁目5番11号	平成28年 2月21日

**教 委 告 示**

## 秋田市教委告示第2号

平成28年2月9日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室

に教育委員会定例会を招集する。

平成28年2月5日

秋田市教育委員会  
委員長 前 川 重 明

## 秋田市教委告示第3号

平成28年2月29日午後5時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成28年2月26日

秋田市教育委員会  
委員長 前 川 重 明**選 管 告 示**

## 秋市選管告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成28年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成28年2月26日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

## 1 期間

平成28年3月3日から同月7日まで

## 2 場所

秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局

## 3 時間

午前8時30分から午後5時まで

**農 委 告 示**

## 秋田市農委告示第2号

平成28年2月17日午後1時30分秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成28年2月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

## 案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（7件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成27年度第11号）に関する件

**上 下 水 道 局 告 示**

## 秋田市上下水道局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。



平成28年2月3日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
有限会社 佐藤 燃料水道工事店	佐 藤 光 栄	能代市二ツ井町字下 野家後91番地1

2 廃止年月日

平成28年1月31日

秋田市上下水道局告示第5号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年2月3日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
有限会社 佐藤 燃料水道工事店	佐 藤 光 栄	能代市二ツ井町字下 野家後91番地1

2 廃止年月日

平成28年1月31日

秋田市上下水道局告示第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成28年2月12日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
村上設備	村 上 勝 一	秋田市仁井田字新中島 826番地165

2 指定年月日

平成28年2月8日

秋田市上下水道局告示第7号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成28年2月12日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
村上設備	村 上 勝 一	秋田市仁井田字新中島 826番地165

2 指定年月日

平成28年2月8日

秋田市上下水道局告示第8号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成28年2月12日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
株式会社 ワイケー企画	鈴 木 昭 彦	秋田市太平八田字八 田179番地1

2 廃止年月日

平成28年1月24日

秋田市上下水道局告示第9号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年2月12日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
株式会社 ワイケー企画	鈴 木 昭 彦	秋田市太平八田字八 田179番地1

2 廃止年月日

平成28年1月24日

秋田市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成28年2月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
スガホーム合同 会社	菅 原 敦 子	大仙市強首字上野台12 番地85

2 指定年月日

平成28年2月12日

秋田市上下水道局告示第11号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成28年2月17日



秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
スガホーム合同会社	菅 原 敦 子	大仙市強首字上野台12番地85

2 指定年月日

平成28年 2月12日

秋田市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成28年 2月22日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
株式会社柴建	柴 田 春 雄	秋田市下北手松崎字家ノ前179番地

2 休止年月日

平成28年 2月 8日

秋田市上下水道局告示第13号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の

指定廃止路線一覧

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	指定道路の位置	指定廃止の年月日・番号
1	昭和42年 2月23日	S41-108	4.00	52.73	秋田市手形字西谷地62番1の内、62番3の内、62番4の内、62番7の内、62番8、62番9、63番7、63番2の内、63番3の内、63番5の内および63番6の内	平成28年2月5日 第1号
2	昭和42年 10月19日	S42-054	4.00	55.35	秋田市手形字西谷地52番1の内、52番2の内、52番3の内、53番2の内、53番4の内、53番7の内および53番8の内	平成28年2月5日 第2号
3	昭和43年 7月24日	S43-012	4.00	39.54	秋田市手形字西谷地10番1の内、10番2の内、9番1の内、9番2の内および9番3の内	平成28年2月5日 第3号
4	昭和53年 9月2日	S53-028	4.00	35.30	秋田市飯島鼠田二丁目31番308および31番309	平成28年2月5日 第4号

秋田市公告

国土交通省東北地方整備局長から都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 2月 9日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業 3・4・27号千秋広面線および3・4・29号秋田環状線

2 都市計画の縦覧場所

規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年 2月22日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
株式会社柴建	柴 田 春 雄	秋田市下北手松崎字家ノ前179番地

2 休止年月日

平成28年 2月 8日

公 告

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

平成28年 2月 5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成28年 2月17日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

東京都江東区木場五丁目10番10号  
株式会社一条工務店

代表取締役 宮 地 剛

2 道路位置指定箇所

秋田市八橋本町三丁目58番7  
3 道路幅員 4.00～4.04メートル  
4 道路延長 34.88メートル  
5 指定年月日および番号  
平成28年2月17日 第6号

#### 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成27年11月2日付け秋田市指令第4338号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年2月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市仁井田新田二丁目1番2号サニーハイツ清107号  
相 場 和 人
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市仁井田字大野837番、838番1、839番1および840番

#### 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成27年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類  
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所  
秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農林総務課

#### 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成28年2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称  
秋田都市計画道路事業  
3・3・72号 泉外旭川線
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課

## 上下水道局公告

#### 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋

田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成28年2月5日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸  
賦課対象区域

秋田市桜二丁目（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）